

小布施町行政改革推進委員会設置条例施行規則

令和 5 年12月25日小布施町規則第16号

(趣旨)

第1条 この規則は、小布施町行政改革推進委員会設置条例(昭和60年小布施町条例第1号。以下「条例」という。)第6条の規定に基づき、小布施町行政改革推進委員会(以下「委員会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 条例第3条に規定する委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 有識者
- (2) 学識経験者
- (3) 公共的団体等代表者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、町長が特に必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、町長は、特に必要があると認めるときは、1年を超えない範囲内で委員の任期を延長することができる。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(関係職員等の出席及び資料の提出)

第5条 会長は、議事に関し必要があると認めるときは、町長又は関係職員に対し説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、企画財政課において処理する。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。